

静岡県の内部統制に関する方針

多様化・高度化する県民のニーズに的確に対応しながら、限られた人員で行政サービスを安定的かつ効果的に提供していくためには、一人ひとりの職員が一つひとつの事務を適正に執行することが求められます。静岡県は、適正な事務執行の確保に向けた体制を整備、運用する内部統制制度を地方自治法に基づき導入し、この方針に沿って実施します。

1 内部統制の目的

- (1) 県民の県行政に対する信頼の確保
- (2) 行政サービスの品質の確保

2 内部統制の対象事務

- (1) 財務に関する事務
- (2) 情報の管理に関する事務

3 内部統制に取り組む姿勢

- (1) リスクの存在を前提とした業務の実施
業務執行に伴うリスクを明確に認識して、怠りなく予防の措置を講じます。
- (2) 法令等の尊重
守るべき法令等に照らして考え、行動します。
- (3) 意見の交換・オープンなコミュニケーションによる判断
所属のすべての職員が参加し、風通しのよい職場づくりを通じて、組織として適正な事務の執行を確保します。
- (4) 業務プロセスの透明性の確保
意思決定の理由や業務執行の過程を明らかにする姿勢を堅持します。
- (5) 誠実な判断
県民全体のためになるかという視点で判断します。

令和2年3月30日
静岡県知事 川勝平太